


登米市協働のまちづくり指針

 みんなで奏でよう、協働のまちづくり 



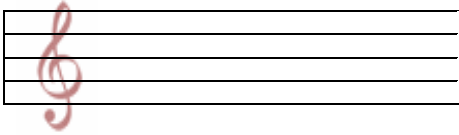
平成19年5月

登米市

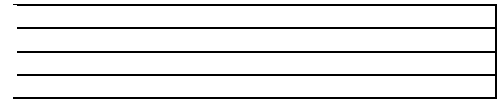


楽 譜

序 奏 『始めよう、協働のまちづくりの演奏を』	1
第1楽章 協働の理念	
第1小節 協働とは？	2
第2小節 協働の必要性	3
第3小節 協働の効果	4
第2楽章 協働の主体	
第1小節 市民の役割	5
第2小節 市民の特性	6
第3小節 行政の役割	7
第3楽章 協働の基本事項	
第1小節 まちづくりの活動範囲	8
第2小節 協働の形態	9
第3小節 協働のプロセス	10
第4小節 協働のルール	11
第5小節 協働に適した事業	12
第6小節 協働推進の課題	15
第4楽章 協働の推進方策	
第1小節 環境整備	16
第2小節 人材育成	17
第3小節 体制整備	18
第4小節 市民参画	19
第5小節 協働事業	20
第6小節 スケジュール	21
第5楽章 協働の展開	
第1小節 組織区分	22
第2小節 地域の個性を生かしたまちづくり	24
後 奏	25



序 奏



『始めよう、協働のまちづくりの演奏を』

登米市は、北上川、迫川の流れが大地を潤し、豊かな田園と森林が広がっています。更にラムサール条約指定登録湿地の伊豆沼・内沼をはじめ、県内最大の湖沼である長沼があり、冬になると、渡り鳥を優しく迎え入れます。この豊かな「水の里」で、私たちは互いに助け合いながら、コミュニティ（地域社会）を育んできました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進み、この地域の助け合いの精神が年々希薄になりつつあります。また、社会環境や時代の変化に伴い、市民のライフスタイルや価値観の多様化、地方分権の進展などと相まって、地方は今、大きな転換期を迎えています。

このような中、より一層市民と行政が共通の目標を持ち、共に話し合い、共に活動していく「協働」というまちづくりが必要となってきました。

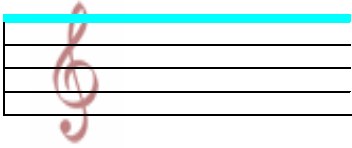
「協働のまちづくり」とは、みんなで美しい音楽を奏でるオーケストラに似ています。

例えるなら、市民の皆さんも行政も、「登米市オーケストラ」の一員です。奏者には、いろんな役割があります。華やかな金管楽器、リズムカルな打楽器、優しく力強い木管楽器……。一人ひとりがそれぞれの特性を最大限発揮し、互いに信頼しあい、協力して責任を果たすことによって、初めて素敵な音楽を奏でることができます。

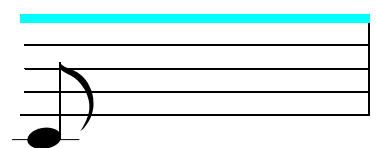
さあ、「登米市オーケストラ」の始まりです。市民の皆さん一人ひとりが主役です。みんなが奏でるハーモニーで、登米市を素敵な音色で包みましょう。

この指針は、登米市が市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくための基本的な考え方についてまとめたものです。





第1楽章 協働の理念



第1小節 協働とは？

今、全国各地の自治体において「協働」という言葉が使われ、様々な取組が行われています。「協働」とは一体どのようなものなのでしょうか。

一般的には、「異なる環境や立場にある人や、異なる考え方を持った人たちが相互理解と信頼の下に共通の目的に向かって活動し、今までにないものを創り上げていくこと」と言われています。

これを市民¹と行政にあてはめると、どうなるのでしょうか。

それは、市民が行政任せの姿勢から脱却し、「自分たちの地域は自分たちの手で」と主体的に取り組み、そこに行政がパートナーとして関わることで、市民と行政がそれぞれの役割を果たし、協力し合いながら、より良いまちづくり²を目指すことと言えます。

これらを踏まえ、「協働」の定義を次のように定めます。

～協働とは～

市民と行政が、まちづくりに関する共通の目標を持ち、その実現に向けて個々の持っている能力を最大限活用し、互いの信頼関係の下、協力してまちづくりに取り組むことです。

今後、この意味を市民と行政が共に理解し合い、共有することで、同じ方向に向けた「協働のまちづくり」が進んでいきます。

[解説]

「協働の理念」

協働とは、それぞれが持つ能力を生かしながら、共通の意識を持って公共の課題を解決するため、自主性を持つ対等な立場の下で、相乗効果をあげながら力を合わせて取り組むことです。登米市民においても、これまで培われた協働の精神の下に、市民と行政が一体となった新たなまちづくりが求められています。



1

「市民」

登米市に在住・在勤するすべての個人、団体、事業者。

2

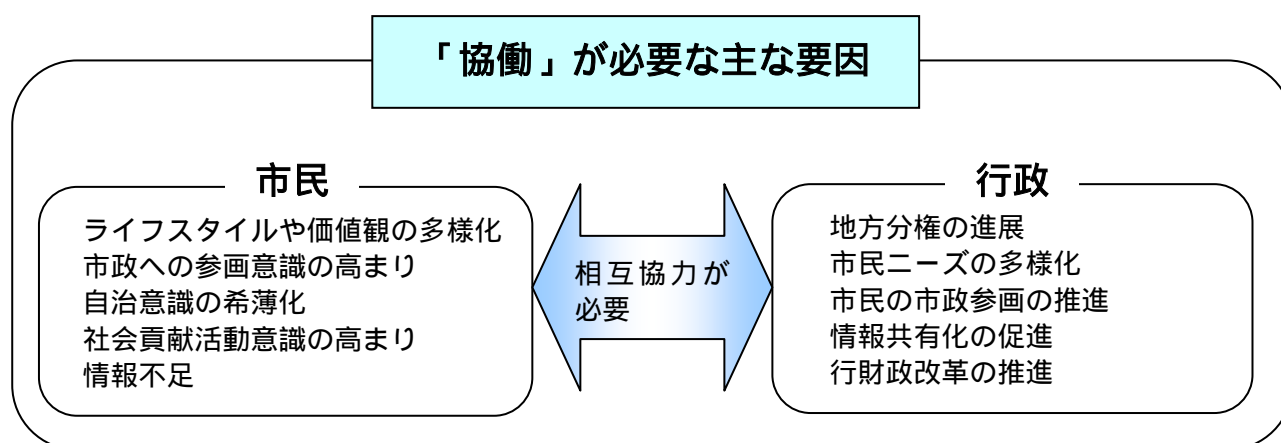
「まちづくり」

道路や上下水道の整備などのハード面だけでなく、健康づくりや住民参加の仕組みづくりなどのソフト面まで、市民一人ひとりがより良い暮らしをつくっていく活動そのものすべてがまちづくりです。

第2小節 協働の必要性

地方分権¹の進展や市民のライフスタイル・価値観等が多様化する中で、地域が抱える課題も複雑化し、従来の平等で公平なサービスを基本としてきた行政だけでは対応できないことも増加してきています。

市民が求め、行政が担うという一方通行的な考え方ではなく、異なる立場を持つ者同士が公共・地域を担い合うという双方向型の取り組みが、地域づくりを進める上で必要となっています。



【解説】

「自治意識の希薄化」

少子・高齢化、都市化などの社会経済環境の変化によって、地域コミュニティが希薄化しつつあります。その結果、子育て支援、独居老人への支援、防災・防犯対策など、古くから地域住民が助け合いながら取り組んできた問題に対しての住民の意識も薄れてきています。

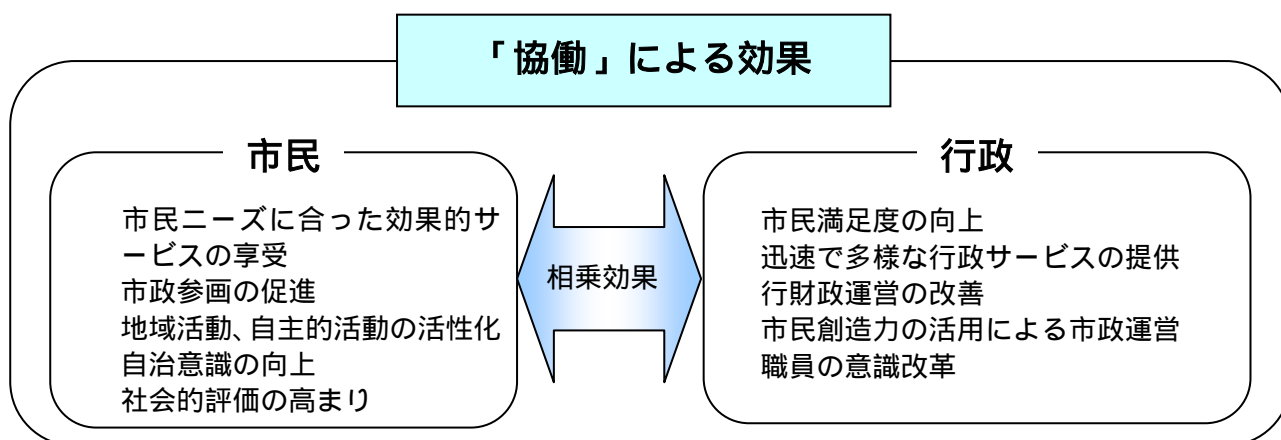
1

「地方分権」

国が持っていた権限や財源を、県や市町村に移して地域のことは地域で決められるようにすること。これは、できるだけ住民に近いところで政策や税金の使い方を決めることができるようにという意図によるものです。

第3小節 協働の効果

市民と行政が協働のまちづくりを進めることにより、次のような効果が期待できます。



[解説]

「市民満足度の向上」

市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、市民ニーズを的確に把握し、まちづくりに生かしていくことが求められています。

このため、広報紙やホームページなどを活用して、迅速で正確な情報を提供し、市民と行政の情報の共有化を図りながら、市民満足度の向上のため、効率的で効果的な施策を実施していく必要があります。

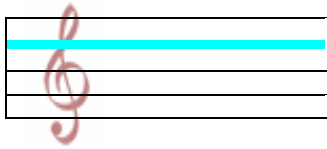
「職員の意識改革」

市民ニーズを的確に把握するためにも、市民からの意見を傾聴し、常に市民感覚を持つ必要があります。

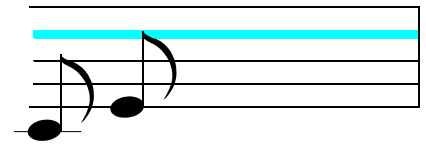
また、協働事業を行っていく過程の中では、職員の調整能力も必要となってきます。

「市民創造力の活用による市政運営」

市民の皆さんが持っている知識・技術・経験・才能を最大限に生かしながら、まちづくりに取り組んでいくことです。



第2楽章 協働の主体



第1小節 市民の役割

協働のまちづくりを推進する主体は、市民と行政です。それぞれの主体が、その特性や役割を認識して、まちづくりを進めることが大切です。

市民とは、個人だけではなく、町内会等の地域自治組織やNPO¹（市民活動団体）、事業者等です。

個人の役割

まちづくりの主体の一員
情報の収集
地域活動への積極的参加
知識・能力の活用

地域自治組織の役割

地域活動の母体
地域自治の運営
地域課題の検討、解決
地域住民の交流促進

NPOの役割

活動の理解
活動の場の提供
他団体等とのネットワーク構築
公益的サービスの提供支援

事業者等の役割

地域活動・市民活動への支援
専門的な情報・技術の提供
市政施策への協力

1

「NPO」

非営利組織の略称で、ボランティア団体をはじめとする営利を目的としない、自発的・自立的な社会貢献活動を行う市民活動団体をいいます。

法人格の有無は問いません。



第2小節 市民の特性

パートナーとなる市民には、様々な特性があります。協働事業を円滑に推進するためには、パートナーの特性を理解し、事業実施のメリットを整理することがポイントとなります。

パートナーの区分	特 性	協働事業実施のメリット
行政区、町内会、自治会	地縁的なつながりがあり、相互扶助、地域内協力の体制が整備されています。	区域内の活動を主体的に実施することができます。
コミュニティ ¹ 推進協議会	比較的大きな地域的広がりを持ち、地域性、組織活動の安定性があります。	活動範囲が広いので、公益的なサービス提供を主体的に担うことができます。
N P O	営利を目的としない不特定多数の利益を増進する目的で活動しており、自主性、専門性、先駆性等の特性があります。	活動組織への市民の理解や評価が高まります。 また、活動の幅が広がることにより、公益性が高いサービスを提供できます。
事業者（企業）	企業の理念において活動しているが企業活動とは別に公益活動を行う事業者も増えており、専門性、機動性に特化しています。	専門家のノウハウが必要な事業を実施することができ、事業者に対するイメージアップや市民からの評価につながります。
事業者団体、公益団体	商工会・商店会、農業協同組合、医師会や個別事業者の協会等は、専門性に特化しています。	個別の事業者・専門家のノウハウを集約し、組織全体として取り組む事業を実施することができ、団体等に対するイメージアップや市民からの評価につながります。

1 「コミュニティ」

居住地域を同じくし、利害をともにする地域社会。生活形態を基礎として形成されるまとまり・結びつきのひろがり。

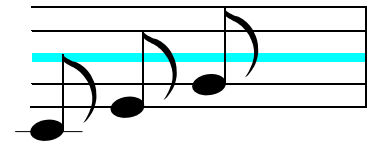
第3小節 行政の役割

行政は、この指針の目的やそれぞれの役割などを広く市民に理解してもらうことが大切です。このため、市民が協働のまちづくりを実践しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

区 分	目 的	内 容
環 境 づ くり	まちづくりへの市民参画を促進させる環境整備。	情報共有の促進 協働を推進する制度の整備 広報・公聴活動の充実
人 づ くり	まちづくりを実践できる人材の育成。	意識・能力の向上 地域リーダーの育成 次世代の人材育成
組 織 づ くり	主体的にまちづくりを推進できる組織の育成。	地域の活動組織の育成・強化 市民活動団体の育成・強化 活動場所の整備 サポート体制の整備
活動支援づくり	地域の活性化に向けた自主的なまちづくり活動への支援。	市民協働制度の充実



第3楽章 協働の基本事項

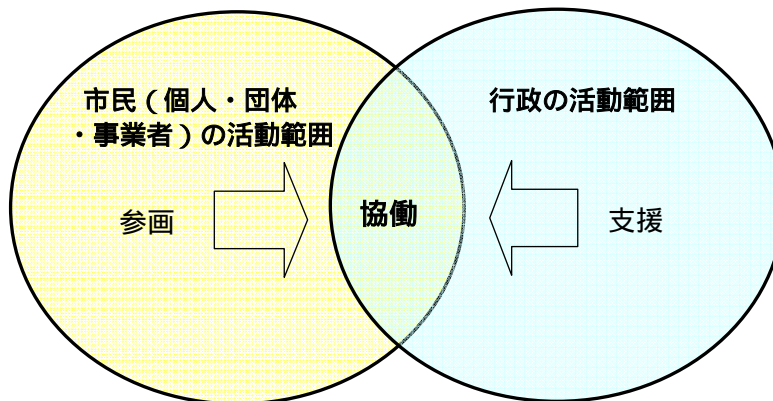


第1小節 まちづくりの活動範囲

まちづくりの活動には、市民（個人・団体・事業者）の活動範囲と行政の活動範囲が存在し、事業内容によっては、市民と行政の組み合わせや市民同士（個人と事業者等）の組み合わせがあります。

この重なる部分では、それぞれの知識や技術・経験を生かして効果的に事業を実施することができ、一つの主体が単独で行う事業とは異なる発想で協働の事業が展開できます。

【まちづくりの活動範囲のイメージ】



また、重なり合う部分は、その事業内容に応じ、事業推進の在り方（市民主体、対等、行政主体）を考慮しなければなりません。

【概念図】

	市民主体	対等		行政主体
市民が責任を持って行う部分	市民が主、行政が支援する部分	市民と行政が対等に活動する部分	行政が主、市民が支援する部分	行政が責任を持って行う部分



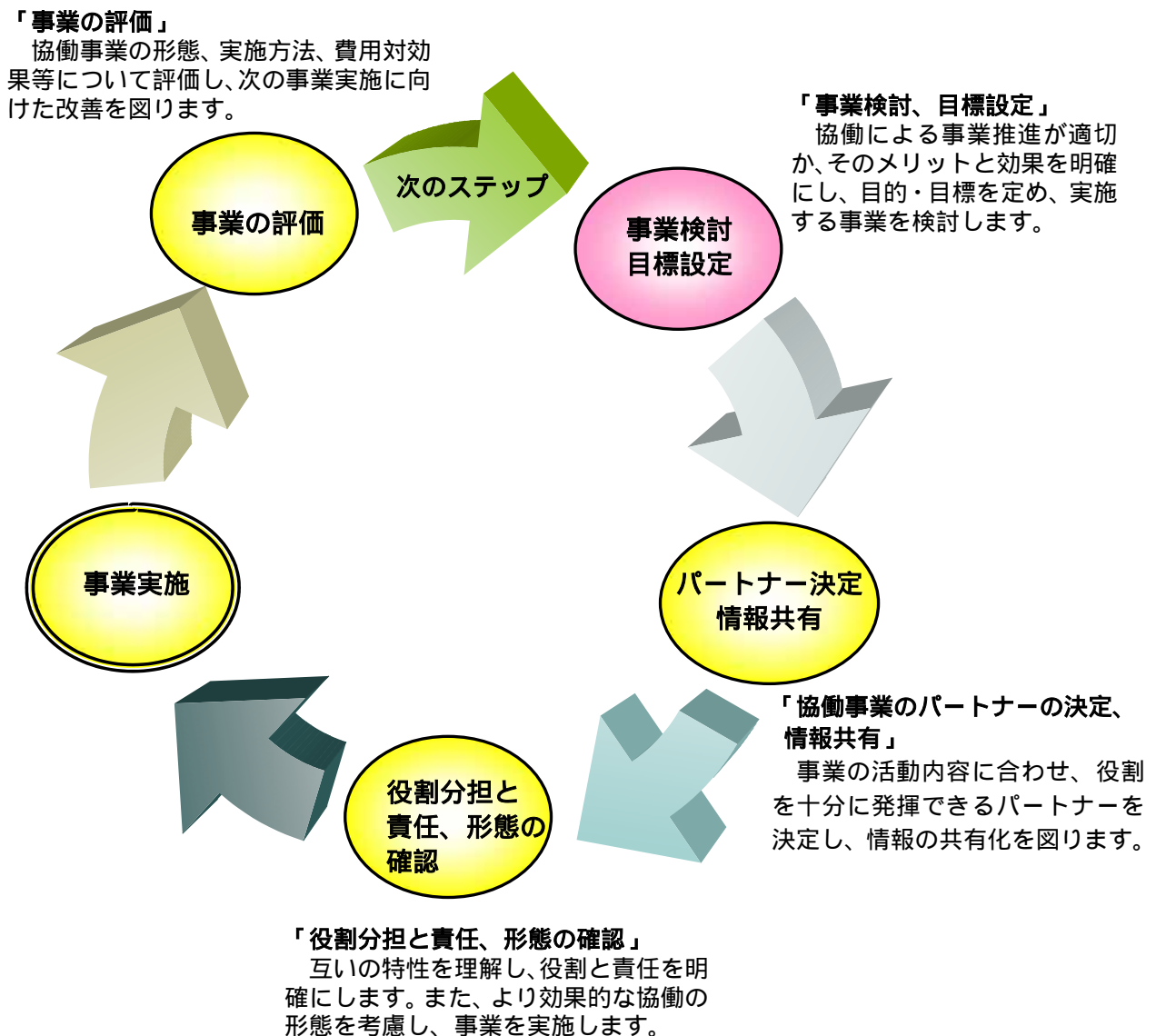
第2小節 協働の形態

事業を行う主体とパートナーとの間では、次のような様々な形態があります。事業の内容に応じて、最も効果的な形態で、協働を実施することが大切です。

形態	内容	効果等
共催	複数のパートナーが、共同で事業を行う形態。	お互いが対等な立場で、企画段階から協議を重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。 また、役割分担に応じた経費負担をすることによって、効率化が図られます。
後援	主催者の実施する事業に対して、他のパートナーが開催を援助する形態。	事業に対する相互理解が図られ、お互いの信頼関係だけでなく、社会的な信頼も得ることができます。
実行委員会	複数のパートナーが構成員となって新たな主催団体をつくり、事業を実施する形態。	企画段階からお互いに協議することにより、責任分担や経費負担が明確になります。 また、協議を重ねることで、情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。
事業協力	パートナー同士が、それぞれの特性を生かし、継続的に協力して事業を実施する形態。	お互いの特性が発揮できます。 また、協議の機会が増えることで、パートナーとしての信頼関係の構築が図られます。
政策提案	パートナーの持つ専門的な知識や経験、情報等を生かしてもらうため、委員会などに参加して意見や提案などをもらう形態。	行政にはない創造力ある発想や考え方を政策に取り込むことができます。 また、市民参画への意識が生まれます。
情報提供 情報交換	パートナー同士が、それぞれの持っている情報を提供し合ったり意見交換などを行い、情報共有を図る形態。	専門的分野の情報を得ることができます。 また、地域の課題を的確に捉えられ、政策提案への市民参画につながります。

第3小節 協働のプロセス

協働事業の進め方は、それぞれの事業内容によって柔軟な工夫が必要ですが、基本的には次のプロセスとなります。



第4小節 協働のルール

市民と行政が、パートナーとして協働のまちづくりを進めて行くには、一定のルールが必要です。そのためには、お互いが共通の目標を持ち、それぞれの役割を理解し、責任を明確化しながら取り組むことが必要です。

目標一致

市民と行政は、お互いが共通の目標を持つことが大切です。

相互理解

市民と行政は、お互いの立場や特性をよく理解し、自由に意見を交換できる関係を築くことが大切です。

対等

市民と行政は、上下関係は好ましくありません。お互いの役割と責任を明確にし、対等であることが大切です。

自主性尊重

市民と行政は、お互いの自主性を尊重し、主体として自立した行動ができる関係を築くことが大切です。

情報公開

市民と行政は、活動内容や結果を積極的に情報公開し、透明性の確保を図ることが大切です。

第5小節 協働に適した事業

市民と行政が協働することにより、より質の高いサービスを提供することが可能となります。また、同時に効率的で効果的な行財政運営にもつなげていくことができます。

協働事業は、市民生活に直接的に関わりがある事業や、市民の特性を生かすことのできる事業に適しています。例えば、次のような事業が協働に適していると言えます。

1 きめ細かな対応が求められる事業

NPO等の柔軟性や機敏性を生かし、重点的にサービスを行うことが必要な事業

例)・災害ボランティア事業

- ・子育て支援事業
- ・高齢者支援事業
- ・障害者支援事業

(取組事例)



～災害ボランティア～

【自主防災組織】

近い将来高い確率で発生すると予測されている大規模な地震等の災害から家族や自らの生命、財産を守るためには、普段から十分な対策が必要です。

災害時には、市や防災関係機関は総力をあげて活動しますが、災害発生初期は十分な活動が行なえないケースも考えられます。

初期消火や避難誘導等、被害拡大を防ぐため、地域の人達がお互いに協力しながら、防災活動を組織的に取り組む「自主防災組織」は、市内でも118団体設立(H19.2月現在)されています。

～子育て支援～

【図書館ボランティア「だっこ・ラッコ」】

迫図書館では、図書館ボランティア「だっこ・ラッコ」によるおはなし会を実施しています。

幼児・児童を対象に、絵本の読み聞かせを通して、親子のふれあいの場をつくっています。



2 地域との連携が必要な事業

地域の課題を解決するために取り組むことが必要な事業

例)・防犯、防災活動事業

- ・交通安全対策事業
- ・ごみ減量化事業
- ・青少年健全育成事業

(取組事例)



～小学生を狙った犯罪を未然に防止～

【孫護区(そんごく)シルバー隊】

石越町長根駐在所長の発案により、学校周辺地区の行政区老人クラブのメンバー約30人が会員となり、自主防犯組織である「孫護区シルバー隊」を設立しました。

月曜日から金曜日の登下校時間に小中学校周辺に立ち児童や生徒に声掛けをし、犯罪や事故等に巻き込まれないように見守っています。

3 広く市民の参加を求める事業

市民が持つネットワークを十分に生かし、多くの参加を促す必要のある事業

例)・環境美化事業

- ・イベント開催事業
- ・講演会開催事業

(取組事例)



～市民参加の新たな森林づくり～

【植林ボランティア】

水環境の保全や自然の大切さを学びながら、小学生や一般市民のボランティアにより、新たな森林づくりを行っています。

4 専門性が求められる事業

特定の分野に関する知識や専門性、ネットワークを生かして取り組むことが有効な事業

- 例)・健康相談、健康づくり事業
- ・芸術、文化に関する事業
 - ・生涯学習に関する事業

(取組事例)

～市民手作りの創作演劇～

【夢フェスタ水の里】

登米地域の歴史や文化、自然をテーマに、毎年約1年をかけて製作される手作りによる市民劇場です。

舞台に立つ役者、脚本、演出運営スタッフまでボランティアの参加者が中心となった運営であり、「市民が主役」のとなる文化イベントが行われています。



5 これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

行政課題に対して、知識やノウハウを持ち先行的に取り組んでいる事業

- 例)・バイオ・ディーゼル燃料推進事業

(取組事例)



～廃食油を再利用して資源循環～

【バイオ・ディーゼル燃料推進事業】

家庭や公共施設から出る廃食油を再利用し、市民バス等への活用を推進しています。

知的障害者施設、各種団体、企業、行政の協働により、ゴミの減量化、二酸化炭素排出量の削減、障害者の自立支援、財政負担の軽減等様々な効果を生み出す事業として期待されています。

第6小節 協働推進の課題

登米市内では、これまでも各分野において、それぞれの主体がまちづくりの活動を行ってきています。しかし、協働についての意識や役割分担、責任が明確化されていない場合があり、協働による事業効果が十分に発揮されていないこともありました。

このため、これまでの取組などから、今後、「協働のまちづくり」を推進する上での課題を次のとおり整理します。

認識・情報 ~相互理解と情報共有~

協働は、それぞれの主体の活動状況をお互いに認識し、理解することからはじまります。このため、お互いに必要な情報をいつでもどこでも誰でも活用できるよう、情報の共有化を促進する仕組みづくりが必要です。

参画 ~市政参画の環境整備~

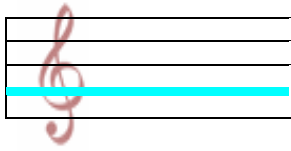
まちづくりに参加しやすい環境や具体的な制度が整っていません。このため、それぞれの主体が対等に話し合える意見交換の場の創設や参画を促進させる制度づくりが必要です。

人材 ~リーダーとなる人材の育成~

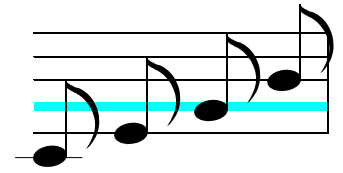
様々な人達がまちづくりの活動を実践していますが、協働を理解して活動している人達はまだ少数です。このため、それぞれの主体において、協働を理解し、リーダーとして活躍できる人材を育成していくことが必要です。

意識 ~自ら考え実行するまちづくり~

分権型社会において求められていることは、自から考えて実行する地域づくり意識の一層の高揚を図ることです。このため、それぞれの主体が地域に誇りと愛着を持ち、魅力的なまちづくりを自分たちで創造できる体制づくりが必要です。



第4楽章 協働の推進方策



第1小節 環境整備

情報の共有を図りながら、市民が誰でも市政に参加しやすい環境の整備を推進し、地域のまちづくりに関心をもってもらうことが協働のまちづくりの第一歩です。

また、市民主体のまちづくりを進めるためのルールなどは、条例等により定める必要があります。

方 策

情報共有の促進

協働を推進する条例等の整備

〔解説〕

「情報共有の促進」

「情報なくして参加なし」といわれるように、市民参画を進め、協働してまちづくりを進めるためには、情報共有は欠かせません。

情報共有は、それぞれの主体の持つ情報を共に共有し、活用することです。

個人情報の取扱いに十分に留意し、市民が情報を活用できるように、分かりやすく、入手しやすいような環境整備を図ります。

「協働を推進する条例等の整備」

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための基本的な考え方をまとめた指針を策定します。

また、法的な根拠となる条例の制定を目指します。



第2小節 人材育成

協働のまちづくりを推進していく上で、最も重要なのは人材です。そのため、地域づくり講演会、研修会、ワークショップ¹等の開催により、地域・次世代リーダー等の育成を図るとともに、地域リーダー同士の協力体制の整備を行います。

方 策

意識啓発事業の実施

地域のコーディネーター役、担い手の育成

まちづくりへの子どもたちの参加

〔解説〕

「意識啓発事業の実施」

市民協働講座、講演会等を開催し、市民が主体的にまちづくりに参加する意識の向上を図ります。

また、市職員に対しては、協働によるまちづくりの職員研修、協働推進マニュアルを作成し、意識啓発を図ります。

「地域のコーディネーター役、担い手の育成」

協働事業や地域のまちづくり活動を支援できる知識、経験、技能を持った人の協力体制を構築し、地域活動を行う次世代の人材を育成します。

「まちづくりへの子どもたちの参加」

次世代のまちづくりの担い手である子どもたちに、学校や教育委員会と連携し、ボランティア活動の学習を取り入れたり、子どもたちの考えるまちづくり計画を作成してもらうなど、年少時期から登米市のまちづくりに興味を持ってもらえる取組を実施します。

1

「ワークショップ」

講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの中で学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルのこと。

第3小節 体制整備

自治活動組織の強化を図るため、組織間で横断的に相互協力ができる体制を整備します。

また、地域自治活動や市民活動を促進するため、その活動に応じた活動場所等の整備を図るとともに、庁内推進体制の整備を行います。

方 策

まちづくりの活動母体の体制整備

活動場所の整備

活動環境の整備

庁内推進体制の整備

〔解説〕

「まちづくりの活動母体の体制整備」

既存のコミュニティの活動組織や自治組織等の母体を生かしながら、協働事業や地域の特性を生かした個性あるまちづくりを実施できる母体の体制整備を図ります。

「活動場所の整備」

行政区、町内会等が主体となって整備する集会施設建設への助成や公共施設の効率的な利用を図り、地域まちづくりの活動拠点として推進します。

「活動環境の整備」

既存備品の有効活用を図り、様々な市民活動団体等が必要な機材、備品等の効果的な活用を推進します。

このため、コミュニティ助成事業等を効果的に活用していきます。

「庁内推進体制の整備」

協働のまちづくりを円滑に推進できるよう、総合的に推進する部署の設置や庁内組織の横断的な推進体制の整備を図ります。

第4小節 市民参画

市民が自主的・主体的にまちづくりに参加できるような仕組みづくりが必要です。

市民と行政が持っている知識や技術、経験、情報等を生かし、協働のまちづくりを進めます。

方 策

公聴会の促進

パブリックコメント制度¹の導入

市政モニター制度の活用

〔解説〕

「公聴会の促進」

どこでも市長室、出張市役所の計画的な開催と合わせ、各担当部署において公聴の場を充実させます。

会議の持ち方などを工夫し、偏った意見聴取とならないような取組を行ないます。

「市政モニター制度の活用」

実際のサービス享受者である市民からそのサービスに対する率直な感想、意見を聴取し、次回以降の事業内容に反映させます。

1

「パブリックコメント制度」

広く多くの市民の意見を聴取するため、広報やインターネットに行政の施策を掲げ、それについて期間を設けて意見を頂くという手法。

第5小節 協働事業

市民同士または市民と行政がお互いに支え合い、意見を出し合って、より良いまちづくりを構築していくことが大切です。

地域のまちづくりについては、地域住民が主体的に活動し、自分たちで創造していくという、地域力の向上につながるまちづくりの方策を講じていきます。

方 策

市民と行政の相互提案による協働事業

市民が創る地域のまちづくり計画

〔解説〕

「市民と行政の相互提案による協働事業」

地域の個性を生かしたまちづくりや身近な地域の課題解決等、市民と行政が、持っている知識や技術、経験、情報等を生かして共に検討し、事業実施の役割分担等を決定しながら事業を実施できる制度を創設します。

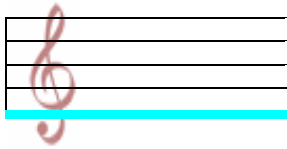
「市民が創る地域のまちづくり計画」

地域のまちづくりについて、市民自らが住み良いまちづくりの将来ビジョンを自主的に計画策定し、個性的なコミュニティ活動や地域づくり活動を推進します。

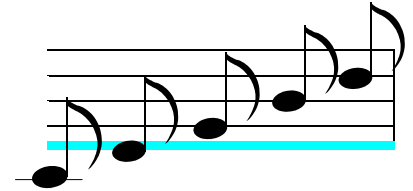
第6小節 スケジュール

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
(1) 環境整備					
情報共有の促進		→	→	→	→
協働を推進する条例等の整備	→	→	→	→	→
(2) 人材育成					
意識啓発事業の実施		→	→	→	→
地域のコーディネーター役、担 い手の育成		→	→	→	→
まちづくりへの子どもたちの 参加		→	→	→	→
(3) 体制整備					
まちづくりの活動母体の体制 整備		→	→	→	→
活動場所の整備	→	→	→	→	→
活動環境の整備	→	→	→	→	→
庁内推進体制の整備		→	→	→	→
(4) 市民参画					
公聴会の促進	→	→	→	→	→
パブリックコメント制度の導 入		→	→	→	→
市政モニター制度の活用	→	→	→	→	→
(5) 協働事業					
市民と行政の相互提案による 協働事業	→	→	→	→	→
市民が創る地域のまちづくり 計画			→	→	→

検討開始
 内容決定
 具体的取組開始



第5楽章 協働の展開



第1小節 組織区分

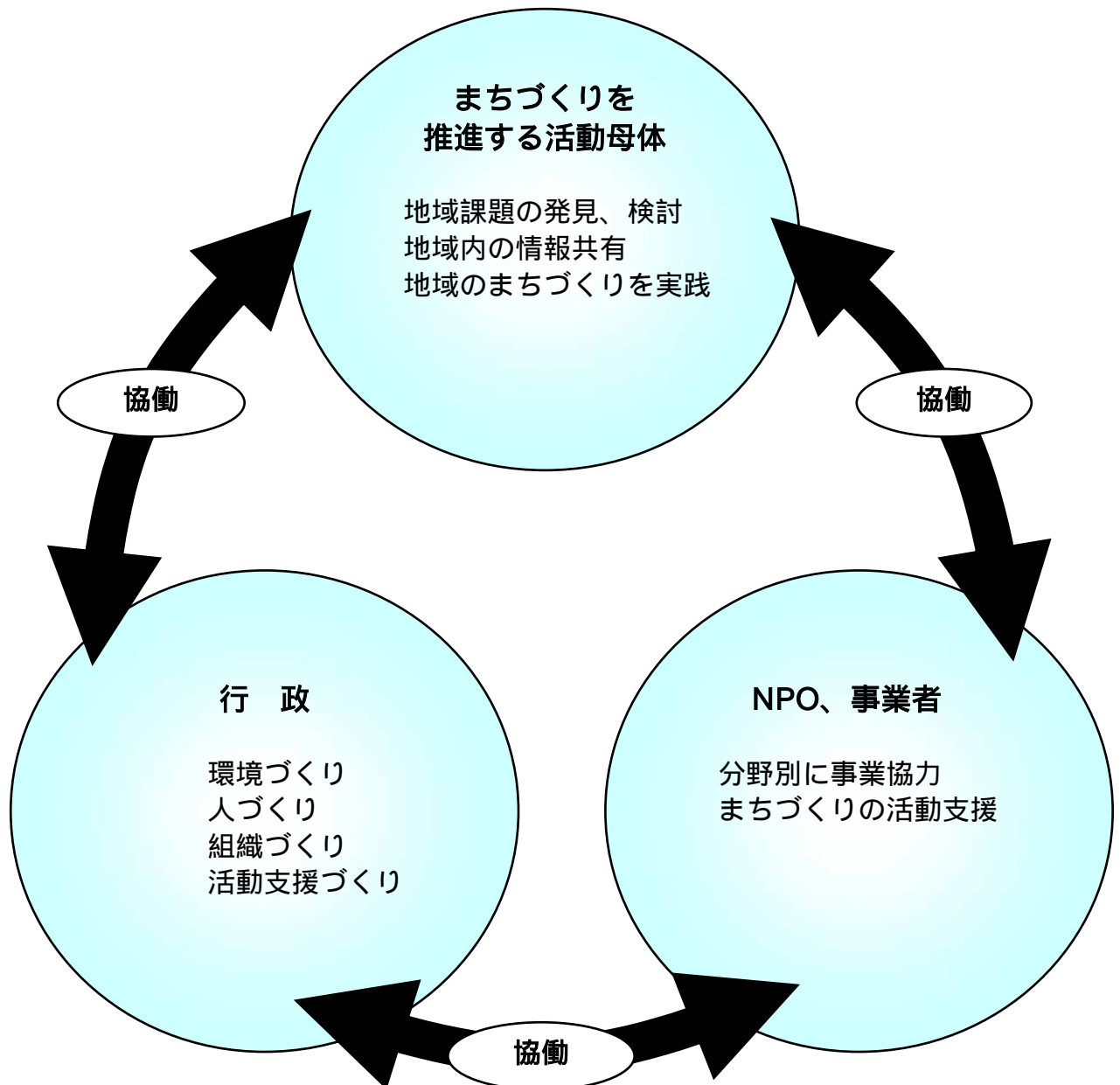
地域のまちづくりを推進する基礎的な区分は、地縁的な結びつきのある町内会等の単位となりますが、単独の組織で環境、防災、防犯、健康、福祉、教育等といったあらゆる事業を行っていくことは困難となってきました。

そのため、横断的に組織間の連携強化を図れる組織（まちづくりを推進する活動母体）の体制整備を図るとともに、専門的な活動を実践しているNPOや事業者と相互に協力しながら、地域のまちづくりを推進して行くことが大切です。

【まちづくりを推進する組織区分】

区分	内容	主な役割
基礎的組織単位	地縁的なつながりのある町内会等	・町内会運営、環境美化、防災、防犯、各種地区内行事の実施
まちづくりを推進する活動母体	上記の基礎的組織単位を中心に、地域の実情に合わせて活動する組織 地域活動組織の中心となる組織に位置付け 《主な活動母体の単位》 コミュニティ推進協議会 振興協議会 (主な構成団体) ・行政区、町内会等 ・PTA、老人会、婦人会、青年会、ボランティア団体等	・各種団体との連携を図り、相互協力によるまちづくりの活動を展開 ・地域の身近な課題解決の検討、情報共有により、解決に向けた自発的な実践及び行政との協力 ・構成団体の意見を取りまとめ、行政に対する提言
NPO、事業者	専門的な知識や情報を提供できる組織	・協働事業のうち、公共的なサービス事業を実施 ・社会貢献活動の実施 ・活動母体間の横断的な支援、協力

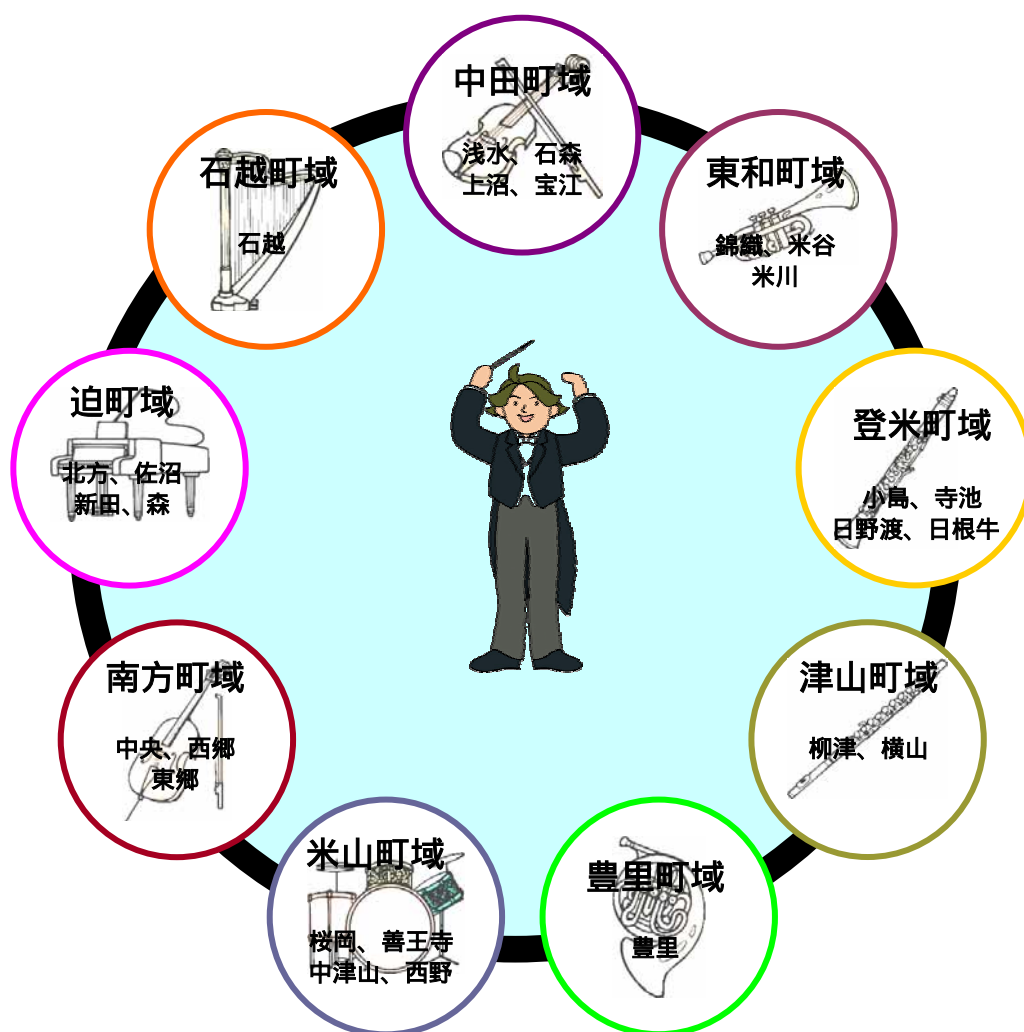
【地域のまちづくりの推進イメージ】



第2小節 地域の個性を生かしたまちづくり

地域のまちづくりについては、それぞれの主体が役割を果たしながら、地域の持っている個性や特性を生かした個性的で魅力あるまちづくりを目指します。

今後、市内すべての地域で協働のまちづくりを展開し、市民と行政のパートナーシップの構築を図ります。

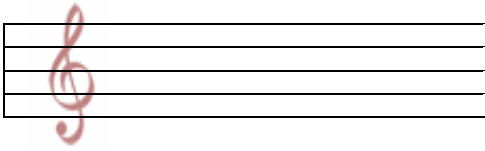


〔解説〕

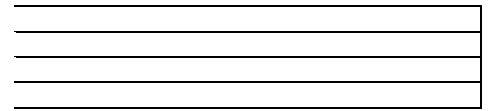
「個性的で魅力あるまちづくり」

登米市は、豊かな自然に恵まれており、また、歴史的、文化的遺産も数多くあります。

これらの地域資源を活用し、それぞれの地域がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しながら、個性と魅力にあふれた地域づくりを目指していきます。



後 奏

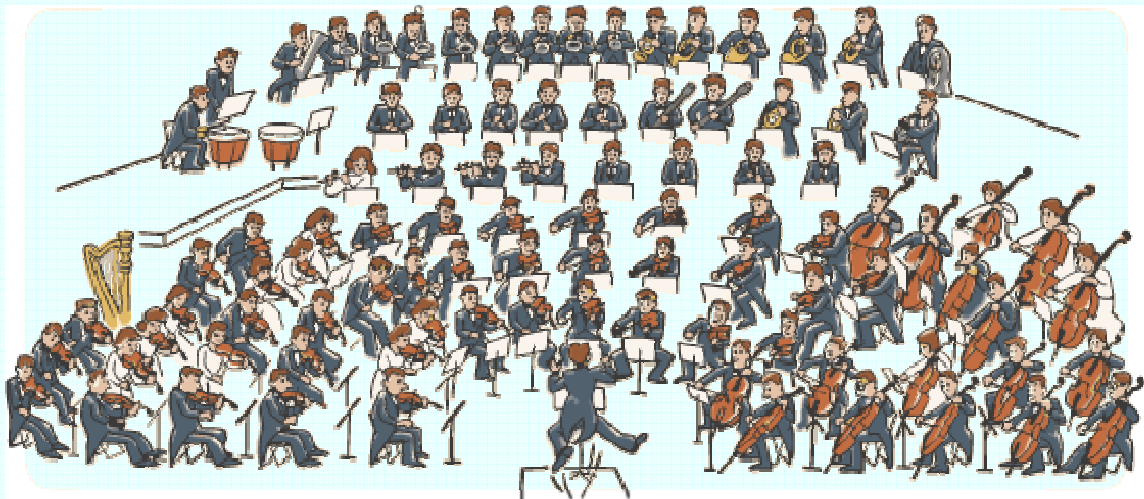


「登米市オーケストラ」は、結成されたばかりです。
初めは、小さな曲から演奏してみましょ。課題はいくつもあり、調和をとるのも難しいでしょう。時間もかかります。


しかし、一番大切なことは、みんなが「水の里 登米市」を愛し、自分たちのまちを共に育てていく気持ちになることです。その想いが響き合い、美しいハーモニーを生み出します。

そして徐々に、いろんな役割を持った、たくさんの奏者とともに、壮大な曲を目指しましょう。

その音色が、高らかに、途切れることなく続けと願って。



登米市協働のまちづくり指針

 みんなで奏でよう、協働のまちづくり 

発 行 登米市
問 合 せ 先 企画部 市民活動支援課 市民協働推進係
〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1
電 話 0220(22)2111 (代表) 内線 2110、2120
0220(22)2173 (直通)
F A X 0220(22)9164
E - mail shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

発行年月日 平成 19 年 5 月